

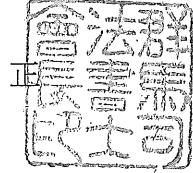


日本テレビへの公開書簡

平成29年12月26日

日本テレビ放送網株式会社 御中

群馬司法書士会
会長 西川



平成29年12月22日放送の「『ずるい奴らを許すな!』目撃! Gメン徹底追及スペシャル(3)」の番組内容及び制作姿勢につき、以下に記すとおり大いに疑念があり、本書簡をお送りします。

特に、税の滞納者＝「ずるい奴ら」として決め付け、片や税の徴収官＝「税金Gメン」として持ち上げ、もてはやす番組の姿勢には違和感を禁じ得ません。

もちろん、税負担には公平性が求められ、多くの自治体が税の滞納に悩んでいる現状を理解しない訳ではありませんが、一方で不幸にして税を滞納せざるを得ないような経済状況に陥ってしまった滞納者の側の事情を少しばかりも顧みない制作方法もまた公平とはいえないと考えます。

確かに納税の義務は憲法の要請するところであり、税の滞納は許されることではありません。しかし、だからといってやはり憲法で保障された生存権を脅かす徴税もまた許されるものではありません。

番組で紹介された徴税方法、具体的には、直接的ではなく間接的ではあるものの支払義務のない親族に約20万円もの支払いを強要するやり方、新聞の購読中止を迫ったり食料はスーパーで夕方に半額になるのを待って買うように指導するやり方、公務執行妨害で警察を呼ぶ、逮捕すると脅すやり方、二束三文でしかないテレビをはじめする電化製品を差し押さえるやり方、日雇いで月のうち半分しか稼働しておらず家賃も2ヶ月滞納している滞納者に毎月3万5千円もの支払を約束させるやり方、いずれもその妥当性に疑問なしとしません。

これらから垣間見えるのは、徴税さえできれば滞納者及びその家族、関係者がどうなろうと構わないという自治体の姿勢だけであり、その姿勢に無批判であるばかりか、むしろ礼賛するが如き番組制作とさえいえるもので、報道機関の姿勢として疑問を抱かずにはいられません。

最後に、税滞納者の増加の背景にあるものは、決して不誠実で「ずるい」市民の存在ではなく、近年ますますの拡がりを見せる格差社会であり、その中で、税を納税したくてもできない状況に陥る市民を必然的に産み出す「社会構造」から当然に生じる問題だという認識なしに、この問題を論じることは許されないと考えますが如何でしょうか。